身体拘束適正化のための指針

１．身体拘束の適正化の基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。小千谷訪問看護ステーションひまわり（以下「当事業所」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

（１）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（２）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性（利用者または他者の生命または身体が危険にさらされる可 能性が著しい場合）

②非代替性(身体拘束以外に代替する方法がないこと)

③一時性(身体拘束は一時的な ものであること)

（２）身体拘束の具体例

① 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る

③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む

④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る

⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける

⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける

⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する

⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる

⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る

⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

＊厚生労働省「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」

（３）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる

ような行動は行わない。

⑤　万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

（４）情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

２．身体拘束廃止に向けた体制

（１）身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

①設置目的

（ア）事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

（イ）身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

（ウ）身体拘束等を実施した場合の解除の検討

（エ）身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束等適正化委員会の構成員

・委員長は管理者が務める。管理者が委員を任命

・委員は小千谷総合病院「身体拘束最小化チーム」に属し、会議に参加する。

・会議録を供覧し、問題意識を共有するよう意識啓発のための活動を行う。

（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

（ア）利用前

①　事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。

②　身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し担当者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式１）を以て同意を得る。

（イ）利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

（ウ）身体拘束等の継続と解除

①　身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式２）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

②　身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

③　身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」（様式３）に記録する。

④　身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

（エ）緊急時

①　緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

②　家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

３．　身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

①　年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年１回以上開催）の実施。

②　新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。

③　その他必要な教育・研修の実施。

④　上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附　則

この指針は、令和６年４月１日より施行する。